

環 廃 第 6 8 5 号
令和 3 年 3 月 23 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会長 様

廃棄物リサイクル課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請等における押印を求める手続
の見直しに伴う事務処理方針について（通知）

「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年環境省令第31号）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたことを受けて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり事務連絡がありました。

このことを受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務について、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、貴会会員への周知をお願いします。

記

1 押印について

申請・届出に係る提出書類の押印は不要となります。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく様式への押印は、令和3年4月1日をもって不要となります。）

2 押印が求められている趣旨を代替する手段について

ほとんどの申請・届出において、添付書類や実地調査により、押印が求められている趣旨を代替できると考えます。ただし、申請・届出に疑義が生じた場合は、本人確認書類の提示等を求めることがあります。

3 原本証明について

財務諸表及び定款又は寄附行為について、原本証明は不要とします。

4 押印のある申請・届出に対する取扱いについて

押印された書類を用いて申請・届出がなされた場合は、従来の取扱いをすることとします。

担 当 資源循環班
産業廃棄物班
電話番号 054-221-2423、2424